

島根県南

平成22年1月26日 (火) 号外 第 1 3 号 (毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目	次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課)

告示

島根県告示第58号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

¥114 A				道	路	0)		区	域	// +/*	
道路の 種 類	路	線	名	区	間	変更後の		敷地の 幅 員	延 長	管轄する地方 機関の名称	
一般国道	261号			江津市桜江町谷住郷 2182番地先から同2620 番 2 地先まで		前		メートル 6.00~ 13.00	メートル		道路改良工事拡幅
						後		8. 00~ 16. 50	107. 00		
"	II.		江津市桜江町名 2620番 2 地先か 3006番 1 地先す	ら同	前	Α	6. 50~ 46. 00	1, 450. 00	浜田県土整備 事務所	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事トリプルウェイ	
			江津市桜江町名 2703番1地先か 3006番1地先す	ら同	13.3	В	10.80~ 16.00	340. 00			
			江津市桜江町名 2620番 2 地先か 3006番 1 地先す	ら同		A	6.50~ 46.00	1, 450. 00			
			江津市桜江町名 2703番1地先か 3006番1地先ま	ら同		В	10.80~ 16.00	340.00			
			江津市桜江町谷住郷 2620番2地先から同 3006番1地先まで		С	10.30~ 42.00	950. 00				
県 道	仁摩邑南紀	摩邑南線	邑智郡川本町大字多田 10番6地先から同19番 2地先まで	前	Α	16.00~ 19.00	130. 40	県央県土整備 事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 仮設道撤去		
					В	11. 40~ 15. 00	148. 00				
				後	Α	16. 00~ 19. 00	130. 40				